

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1 9	見 積 価 額	15,010,000 円
		公売保証金	1,510,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
（土地）			
所 在	越谷市七左町六丁目		
地 番	1 2 4 番 3		
地 目	宅地		
地 積	2 8 1 . 1 0 平方メートル		
所 在	越谷市七左町六丁目		
地 番	1 2 4 番 8		
地 目	宅地		
地 積	1 6 . 3 1 平方メートル		
（建 物）			
所 在	越谷市七左町六丁目 1 2 4 番地 3		
家屋番号	1 2 4 番 3		
種 類	居宅		
構 造	木造スレートぶき 2 階建		
床 面 積	1 階	5 2 . 1 7 平方メートル	
	2 階	4 3 . 8 8 平方メートル	

財産の状況

- 1 交 通 東武スカイツリーライン「新越谷」駅
西方約1.6km（道路距離）
朝日バス停「七左六丁目」
北西方約250m
- 2 都市計画 市街化調整区域
- 3 用途地域 市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
- 4 築年月 平成19年（年月日不詳）
- 5 そ の 他

（1）物件の状況

- ①所有者居住中。
- ②動産等未確認。

（2）公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。
- ③執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

東 一 19

[写真] ※ [建物 南から]

